

国際機構長メッセージ

令和3年12月 国際機構に国際IR・安全保障輸出管理部門を新設しました！

安全保障輸出管理は、わが国の重要な知的財産を懸念国家やテロリストに渡さないための重要な取組で、日本では外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいて規制が実施されています。平成21年に外為法の輸出管理部分が改正され、「輸出者等遵守基準」が施行されたことによって、大学でも該非判定や輸出管理の徹底が義務づけられました。この適用範囲は、海外との有形・無形の知的財産の取引の他、外国人留学生の受入れや、本学学生の海外留学、教職員の海外出張にまで及びます。つまり、この取組は、本学の広範な国際化推進のための前提条件とも言えるものです。本学では、平成24年に安全保障輸出管理規則を制定して管理体制を構築し、安全保障輸出管理に関する確認手続を進めてきました。一方で、学内に専門家が不在の中、実質的な審査にあたっては、経済産業省に都度内容確認をするなど、審査に多くの時間と労力を要しておりました。そこで、国際機構内に新たに国際IR・安全保障輸出管理部門を設け、さらなる体制の強化を図ることとしました。部門内には、知的財産の国際取引や安全保障輸出管理に関する専門的な知識を有する専任教員を配置し、各部局で承認された事前確認シートの確認、該非判定、取引審査の承認などについて、より確実に実施する予定です。これらの他に、令和4年5月から施行されるみなし輸出管理の明確化に伴う、特定類型該当者の把握についても対応する予定です。またこの部門は、個々の教員や、各部局の安全保障輸出管理担当者のための相談窓口となるほか、全学の安全保障輸出管理講習会の企画立案・実施にあたります。さらに、研究推進機構の学術研究・産学連携本部と連携し、国際共同研究推進支援に係る業務にも貢献できる体制といたします。

国際担当理事・副学長

国際機構長・安全保障輸出管理統括責任者 池田 真行